

---

# 第3部 総括

副座長(第3部担当) 中嶋邦夫

※各論文の見解は各著者個人のものであり、各著者が関係する機関のものではありません。  
※当資料は各論文の要点を報告時間に収まるようにまとめたものです。詳細は報告書をご覧ください。

# 第 3 部の構成

# 与えられた検討課題

## ■ 第3部 資産形成・管理にかかる知識・理解の向上

### (1) 生涯を通じた**教育・相談**体制の充実

- 第1部で研究された資産の形成方法や  
第2部で研究された資産の取り崩し方法や見える化を  
活用するための方策

### (2) 地域における**金融機関と福祉機関の連携**の可能性

- 加齢などによって認知機能や判断能力などが低下した際に  
資産を活用するための方策

# 第3部の構成 (1)

## (1) 生涯を通じた教育・相談体制の充実

- 菅谷 和宏
  - **金融経済教育の現状と今後の在り方**  
～学校教育から投資教育・PLP セミナーまで～  
『生涯を通じた金融経済教育の充実について』
- 井戸 美枝
  - **老後資産形成にかかる「長期的」視点の必要性と  
情報通信技術の活用**  
－デジタルインフラ活用の方向性－

## 第3部の構成 (2)

### (2) 地域における金融機関と福祉機関の連携の可能性

- 菅谷 和宏
  - 高齢期における金融商品の在り方について  
～金融と社会福祉の連携を考える～  
『高齢期のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上』
- 中嶋 邦夫
  - 判断能力低下者に必要な金銭・財産管理支援に対する需要調査(定性調査)の要約
  - 金融資産管理能力の低下者に必要な支援策

# 各論文の概要

# (1) 生涯を通じた 教育・相談体制の充実

# 菅谷論文 1

## 金融経済教育の現状と今後の在り方

～学校教育から投資教育・PLP セミナーまで～  
『生涯を通じた金融経済教育の充実について』

- のちほど、ご本人が報告



# 井戸論文 (1)

## 老後資産形成にかかる「長期的」視点の必要性と 情報通信技術の活用

－ デジタルインフラ活用の方向性 －

### 【問題意識】

- 個人との40～70代にわたる**長期の相談事例**から考察
  - 40代：子の結婚資金や定年後に関する計画を立案  
クレジットの明細や預金通帳などで金銭管理を開始
  - 50代末期：高齢期の住居についても検討
  - 60代末期：自身の介護費用についても検討

# 井戸論文 (2)

## 【提言】

- 生涯を通じた**継続的な相談**が重要
  - 相談には、家計管理に関する情報が必要
- 相談に必要なとなる金銭管理などに関する情報の収集や管理に、今後は**デジタルインフラを活用**すべき
  - 現金(キャッシュ)フリーは、若いうちから対応することが重要
  - マイナンバーによる名寄せの可能性を要検討
  - 本人が要介護状態になったときに有益

## (2) 地域における 金融機関と福祉機関の 連携の可能性

# 菅谷論文 2 (1)

## 高齢期における金融商品の在り方について

～金融と社会福祉の連携を考える～

『高齢期のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上』

### 【問題意識】

- 家計**金融資産の64%**を60歳以上が保有
  - 70歳以上による保有も、全体の37%に及ぶ
- 平均寿命の延伸と**認知症有病者の増加**
  - 2060年の認知症有病者は、1154万人になる可能性

# 菅谷論文 2 (2)

## 【現在の仕組み】

- 「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」
  - 権利擁護が主目的→裁判所が監督し、制約が多い
- 「**後見制度支援信託**」と「**後見制度支援預金**」
  - 成年後見人等による私的流用等を防ぐ
- 「**家族信託**」
  - 財産を管理・処分できる権利を、家族に付与
- **代理人指定型の信託商品**
  - 代理人の役割を払出し等に限定。各行が付加機能を工夫

# 菅谷論文 2 (3)

## 【提言】

- **判断能力が低下した人の資産を運用**できる法整備
  - 米国の「プルudent・インベスター・ルール」
    - **被後見人の資産**全体のリスク・リターンを適正に考慮する必要があり、特別な場合を除いて**分散投資が求められる**
    - 受託者は、**インフレの影響も考慮**する必要
- **金融機関と福祉機関との連携**
  - 政府の「認知症施策推進総合戦略」に「経済基盤の整備とサポート体制の充実」を加え、「金福連携」を充実すべき

# 中嶋論文 (1)

- 判断能力低下者に必要な金銭・財産管理支援に対する需要調査(定性調査)の要約
- 金融資産管理能力の低下者に必要な支援策

## 【問題意識】

- 金銭・財産管理支援に対する**現場の需要**
    - 地域包括支援センターに アンケートとグループインタビュー
    - 自治体・社会福祉協議会・金融機関に アンケート
- ※地域包括支援センター・自治体・社会福祉協議会は、6自治体の各機関に依頼。アンケートは記述形式。

# 中嶋論文 (2)

## 【調査結果】

善意に頼っている状況

- 福祉機関・金融機関とも、業務を超えた対応に苦慮  
→ 対象者増を踏まえ、**量的に対処できる制度**が必要

## 【提言】

- 金融契約における**代理人事前指定**の制度化
  - 問題発生時の連絡先→支払いや出納管理を担う
- **消費者安全確保地域協議会**の活用
  - 法律に基づき、問題発生時に個人情報情報を共有して対処



# 中嶋論文 (3)

## 【提言】(つづき)

- **資産管理支援事業を介護保険サービス**として実施
  - 資産管理(支払や出納管理等)の支援を介護保険サービスに組み込み、金融機関の関連会社等で事業化
- 実質価値の目減りを抑えるための**資産運用支援**
  - 米国の「プルudent・インベスター法」を参考に判断能力が低下した人の資産を運用できる法整備
- **金融経済教育推進機構**による**福祉機関の支援**
  - 地域や福祉機関ごとに担当するアドバイザーを設定